

東京都の

分譲マンション総合相談窓口 を開設しました

分譲マンションの管理や建替え、改修について
お気軽にご相談ください！

大規模修繕工事の準備は
どのように進めればいい？

合意形成はどのように
図っていけばいい？

災害時に備え、
居住者名簿を作りたいけど
注意すべき点は？

マンションに関する
助成制度は？

管理費を滞納している
区分所有者への対応は？

東京におけるマンションの
適正な管理の促進に関する条例※
の管理状況届出制度について
知りたい

※裏面で条例について紹介しています。

マンションの専門家であるマンション管理士がお応えします。

分譲マンション総合相談窓口のご案内

相談料
無料

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎ 03-6427-4900

メール mansion-soudan@tokyo-machidukuri.jp

FAX 03-6427-4901

相談日 月曜日～金曜日
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業)

相談時間 午前9:00～午後5:00



分譲マンションの管理や建替え、改修に関する様々なご相談に、 専門家のマンション管理士が総合的に応えます。

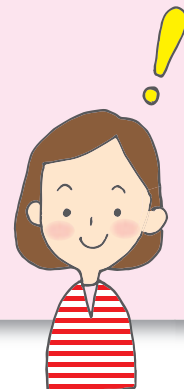
✓ 管理組合の運営に関する相談

✓ 改修や建替えに向けた合意形成
のアドバイス

✓ 大規模修繕工事の検討や準備
に関する相談

✓ 都や区市町村が実施している
助成制度の紹介

✓ 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の内容や、
管理状況届出制度に関する説明



●東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例について

東京において分譲マンションは、主要な居住形態として広く普及し、都市を構成する重要な要素となっています。一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」が進行しており、ひとたびマンションが管理不全に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、都は、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、平成31(2019)年3月に条例を制定しました。

条例の主な内容

1 都や管理組合、事業者等の責務の明確化

都をはじめ、マンションの管理の主体である管理組合や関係事業者等の責務を規定しています。

2 管理組合による管理状況の届出

昭和58年以前に新築された6戸以上のマンションの管理組合は、管理状況の届出が必要です。

令和2年4月
届出開始

3 管理状況に応じた助言・支援等の実施

都は、区市町村や関係事業者等と連携し、届出によって把握した管理状況に応じ、管理組合等に対する助言・支援等を行います。

条例の本文や、検討過程については、東京都マンションポータルサイトをご覧ください。

東京都マンションポータルサイト

検索



【発行】東京都 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

270
市街地緑化促進率70%再生紙を
使用しています

VEGETABLE
INK

印刷番号 (31) 23

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。